

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 30 年度 第 1 回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成 30 年 7 月 21 日 (土) 午後 2 時から 午後 4 時 15 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 特別会議室
出 席 者	会 長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：忽那 裕樹 委員、高見 彰 委員
欠 席 者	松永 敬子 委員
案 件 名	(1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市都市公園有料施設指定候補者選定について ①枚方市都市公園有料施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準について (4) その他
提出された資料等の 名 称	資料1 諮問書 (写し) 資料2 委員名簿 資料3 枚方市都市公園有料施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項 (案) 資料5 枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書 (案) 資料6 枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準 (案) 資料7 枚方市都市公園条例 資料8 枚方市都市公園条例施行規則 資料9 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋) / 枚方市情報公開条例 (抜粋) 資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 資料12 地方自治法 (抜粋・第244条の2)
決 定 事 項	・枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会の会長、副会長が選任され決定した。 ・会議は非公開、会議録は本委員会の答申後に公開することを決定した。 ・募集要項 (案)、基本仕様書 (案)、選定基準 (案) について原案どおり確定した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表

傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	土木部みち・みどり室 (公園整備担当)

審 議 内 容
<p>(開会 午後2時)</p> <p>(事務局) ただいまより第1回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会を開催いたします。</p> <p>本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、お手元の紙ファイルにつづらせていただいております。最初に、本日の委員会の次第がございます。次に資料1から資料12といたしまして、それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しております。また、紙ファイルとは別に「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」、「別紙、参考資料」、「参考資料1・2」を別途お配りしております。資料は以上でございますが、配付漏れ等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、まず資料1をごらんください。本日、本委員会の皆様に対しまして枚方市長から諮問書が提出されております。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会です。</p> <p>本日を第1回とし、御答申をいただきますまで全4回、御審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願申し上げます。</p> <p>次に資料2をごらんください。本委員会の名簿となっております。なお、本日は5名中4名の委員に御出席をいただいております。本日の会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>(事務局) 初めに指定管理者制度の概要、また本委員会の役割等について御説明させていただきます。別紙参考資料をごらんください。</p> <p>まず1、指定管理者制度の概要でございます。指定管理者制度は従前、管理委託制度として公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営に係る委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして平成15年の地方自治法改正によって創設された制度でございます。本市においても、市民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための1つの形態として現在21施設、57カ所において指定管理者による運営を行っております。</p> <p>従前の管理委託制度と現行の指定管理者制度の相違点につきましては、資料中ほどの表に記載しております。説明は省略させていただきますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、資料の下段には指定管理者選定委員会、本委員会ですが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか審査、決定いただきまして、枚方市長に答申していただくものでございます。</p> <p>本市におきましては資料に記載のとおり、対象施設ごとに5名体制で合議体を構成するものとしております。</p> <p>裏面をごらんください。2、枚方市都市公園有料施設に係る指定管理者選定(更新)内容には、本委員会の諮問対象である「枚方市都市公園有料施設」の選定内容について、記載しております。表の左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に選定内容を、また右端の列には備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ記載しております。上から参りまして、まず本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。</p> <p>次に、指定管理期間につきましては3年としております。本市では指定管理期間を原則5年としておりますが、今回の選定はその例外的取り扱いとなります。例外的取り扱いとする理由につきましては、表の下の※印にありますとおり「王仁公園プールの老朽化対策等の課題を踏まえて、その存廃も含めたあり方を検討するため、指定管理期間については3年」とするものでござい</p>

す。

次に指定管理料・利用料金制の別につきましては、これまでは指定管理料のみによるものとしておりましたが、今回の選定では指定管理料・利用料金制の併用といたします。これは、指定期間中、本市から指定管理者に対し提案された指定管理料を毎年度支払うとともに、施設の利用料金を指定管理者自身の収入とすることができる利用料金制により、管理運営に要する経費の一部を賄うものでございます。なお、利用料金制の導入により本市の歳入等収納業務の効率化、また指定管理者の経営努力、創意工夫が促進できるものと考えております。

以上が本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

なお、施設概要や募集要項、仕様書等の詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者として答申いただくものでございます。

説明は以上となりますが、ここまでで何か御質問等がございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

案件（１）会長、副会長の選任について

(事務局) 案件を御審議いただきたいと思っております。

まず「案件（１）会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により会長、副会長を各１名、置くこととなっております。事務局といたしましては、本市の「公の施設」に係る指定管理者選定委員会の例に倣い、適宜、法的また財務的な事項に御留意いただきながら、各委員の豊富な知識、御経験によりまして活発な御議論をお願いしたいと考えておまして、そうした観点から会長を弁護士の相模太郎委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは会長に相模太郎委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことを御承認いただきました。恐れ入りますが相模委員、服部委員には会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

(会長、副会長席に移動)

(事務局) それでは、以降は会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思っております。まず本委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、御説明いたします。お手元の「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」という資料をごらんください。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、４回の開催を予定しております。本日は第１回として、この後、資料３の施設の概要及び管理運営状況について説明させていただきます。その後、資料４の募集要項案、資料５の仕様書案について説明させていただきます。これらにつきまして委員の皆様から御意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、資料６の選定基準案について御説明いたします。この選定基準は募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となります。これにつきまして本日も、委員の皆様から御意見をいただいた上で、確定いただければと思っております。また、本日の委員会で募集要項等を御確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、７月２５日から本市ホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、８月１３日から応募書類の受け付けを行う予定となっております。

次に第2回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が本市の求める要求事項を満たしているかを御確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について御審議いただきたいと考えております。また、現地視察も予定しております。

続きまして、第3回の委員会では申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回の委員会で採点結果を御報告いたしまして、委員の皆様との合議の上、御答申をいただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

案件（2）委員会の運営について

（会長） 次に、「案件（2）委員会の運営について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、御説明いたします。

今後、本委員会を進めるに当たりまして、まず会議の公開・非公開。次に、会議録の作成方法と公開・非公開。次に、会議資料の公開・非公開。この3点について、御決定いただきたいと考えております。お手元にお配りしております資料9「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をごらんください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条第1項の網掛け部分でございますが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載しております第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議において御決定いただく旨を規定しております。

事務局といたしましては、本委員会で御議論いただく内容については、この第3条第1項第2号、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、裏面をごらんください。本市情報公開条例の抜粋を記載しております。本委員会では、第5条第6号に該当するものと考えており、会議を「非公開とする」ものと考えております。恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に会議録の作成につきましては、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過がわかるように発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員に御確認いただいた上で、答申をいただいた後、公開する取り扱いとしてはどうかと考えております。

最後に委員会の提出資料につきましては、ただいま御説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしてはどうかと考えております。

資料2をごらんください。資料のうち委員名簿につきましては、情報公開を進める昨今の状況から、本市では公表しております。事務局といたしましては、資料2に記載されている程度で委員名と御職業を公表したいと考えております。なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。接触した場合はその応募者を失格とする要件を設定したいと考えております。

事務局からは以上です。

（会長） ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見等がありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

（意見等なし）

(会長) よろしいですかね。御質問、御意見などもないようですので、それではお諮りします。

本件について、まず委員会の会議は非公開とし、次に会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公開とすること。ただし、委員名簿については氏名、職業について公表することで御異議ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

(会長) よろしいですかね。ありがとうございます。では、御異議なしと認めます。よって本件については、ただいま申し上げたとおりと決定いたします。

案件(3) ①枚方市都市公園有料施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 次に、「案件(3)の①枚方市都市公園有料施設の管理運営状況及び施設の概要について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、枚方市都市公園有料施設の管理運営状況及び施設の概要について御説明いたします。

資料3「枚方市都市公園有料施設管理運営状況及び施設の概要について」をごらん願います。

枚方市都市公園有料施設は、都市公園である王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園の3つの公園内に開設しております。まず施設の概要につきましては、資料の5ページ「2. 施設の概要」をごらんください。対象とする施設及び面積等は、王仁公園ではプール、運動広場、テニスコート、バレーボールコート及び駐車場の合計2万7,581平方メートル、香里ヶ丘中央公園では運動広場及び駐車場の合計6,888平方メートル、中の池公園では同じく運動広場及び駐車場の合計9,300平方メートルでございます。

続きまして管理運営状況でございますが、1ページにお戻りいただき「1の管理運営状況」をごらんください。(1)施設の使用状況につきましては、平成27年度から29年度の年度ごとにまとめております。テニスコートや運動広場などの平均使用率は、平成29年度で67.7%となっております。また、王仁公園プールは使用時間(B)に入場者数を記載しておりますが、平成29年度で7万5,433人でございます。2ページをごらんください。②駐車場の使用状況でございますが、今回有料化を図る王仁公園及び中の池公園の毎日9時、15時、19時の駐車台数の総計を記載しております。平成29年度では、両駐車場の合計が4万1,582台となっております。

次に(2)収支状況でございますが、2ページから4ページにかけて、王仁公園プールとそれ以外の有料施設に分けて支出を記載しております。4ページの中ほどにございます支出の合計は、平成29年度で9,157万8,000円でございます。また、その下、有料施設全体の収入は平成29年度で6,502万9,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、資料3「枚方市都市公園有料施設管理運営状況及び施設の概要について」の説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明がありました内容について、委員の皆様から御質問、御意見等はありませんか。

(A委員) この3年間は、同じ指定管理者でしょうか。

(事務局) はい、そうです。現行の指定管理期間の数字で、今回は2回目の公募になります。

(A委員) 27年度から28年度にかけて5,000人、プールの使用者数がふえているのですが、1割には満たないにしても5,000人ふえているのはかなり大きいと思いますが、何か理由があったのですか。

(事務局) 王仁プールは屋外プールなので、天気の影響によるものでございます。昨年は、前年度と比べまして非常に天気もよかったと聞いています。合わせて、第二京阪道路ができており、7万人前後で入場者数が横ばいになるということです。

(A委員) 開設期間は何か月ですか。

(事務局) 開設期間は、7月1日から8月31日の2カ月です。

(会長) ほかにございませんか。よろしいですかね。

(なし)

案件(3)②枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) それでは、「案件(3)の② 枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。まず、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、「枚方市都市公園有料施設募集要項及び基本仕様書」について御説明いたします。募集要項につきましては、指定管理者を公募する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容、また、その受付の期日などといった、公募に当たってのルールや手順を記載した書類となります。また、基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様の詳細を記載した書類となります。先ほど事務局からも説明がありましたとおり、本日、これらの内容について委員の皆様からの御意見等をいただき、市におきまして内容を決定し公募に係る手続を進めてまいりたいと考えております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。まず、資料4「枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項案」をごらんください。

都市公園有料施設は平成26年4月1日に指定管理者制度による管理運営に移行してから、今回の更新が1回目となります。1、対象施設の概要は2ページの表に記載のとおりでございます。今回の更新に伴い一部駐車場の有料化を実施することから、新たに駐車場を対象施設として追加しております。なお、管理する公園・建物・駐車場の範囲は、募集要項の次に、別紙に公園位置図、管理敷地図、各平面図に記載のとおりでございます。2、業務の範囲及び内容は2ページから3ページの(1)から(5)まで定めておりますが、(1)施設の利用等に関する業務として新たに駐車場管理運営業務を追加しています。駐車場の有料化については、現在公園整備を行っている香里ヶ丘中央公園を除く王仁公園と中の池公園にて実施いたします。3、管理の基準では、管理運営の基本的事項を3ページから5ページに記載しております。駐車場については通年で24時間の供用とします。次に4、指定の期間では、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としております。5、提案上限額につきましては、参考資料1「枚方市都市公園有料施設(平成31年～33年度)指定管理料上限金額の算定根拠」をごらんください。A3の用紙となっております。上に支出、下に収入、最下段に指定管理料の上限額を記載しております。今回は指定管理料と利用料金の併用制であることから、基本的な考え方といたしまして、指定管理料の上限額は、まずは単年度における人件費と施設の管理運営費に一般管理費を加えた支出総額から、指定管理者の収入となる施設利用料金と自主事業による収入及び駐車場の利用料金収入を差し引いた額を指定管理料の上限額としております。まず支出である人件費でございますが、今回は事業者から参考見積もりをとり適正な価格として算出し計上しております。人件費の高騰及び夏季シーズンにオープンする王仁公園プールについて、より安全な運営を図るため人員配置等の見直しを行ったものでございます。

次に、委託費につきましては平成27年度から29年度の3カ年の実績平均額としていますが、プール開催時の昼間警備については駐車場ゲート等の機械化に伴い、警備員配置の見直しなどを行っております。

修繕費は、指定管理者が負担する修繕額の上限をこれまでの90万円から300万円に改めたものとなっております。

需用費及び役務費については、光熱水費である電気料金は 28 年度からの 2 年間の実績平均、その他の経費につきましては 27 年度からの 3 カ年の実績平均としております。以上、これらの経費に一般管理費と消費税を加算し、支出総額として 1 億 816 万 1,900 円となっております。

次に収入でございますが、施設利用料金については利用料金制の導入により事業者の経営努力を引き出せることで、使用料の収入を 1 年目は 1.0、2 年目は 1.05、3 年目は 1.10 と上昇することを見込んでおります。自主事業については、プール開催時にランチエリアなどにおいて物品販売をしていますが、売り上げの 2 分の 1 を収益と見込んでいます。また、駐車場につきましては常設と臨時の駐車場がありますが、過去 3 カ年の実績駐車台数に補正率を乗じ、1 回利用単価を 400 円とみなし、機械設備やコストを差し引いた利益分を計上しています。これらの総額が 6,216 万 5,000 円となり、単年度の指定管理料上限額は支出から収入を差し引いた 4,599 万 7,000 円となります。以上より、3 カ年での上限額は 1 億 3,669 万 8,000 円となります。ここで、恐れ入りますが資料 4 の「募集要項 (案)」5 ページにお戻り願います。

6、都市公園占用許可、公園施設設置・管理許可の取り扱い等につきましては、プール供用期間中のプールランチエリアや自動販売機は、市が占用許可・設置許可を行い、許可物件に係る光熱水費は指定管理者が一括で支払った上で、その実費相当分をおのおのから徴収することを記載しております。7、指定管理業務従事者通勤用の駐車スペースについて、8、備品等管理区別一覧表につきましては、記載のとおりです。9、リスク分担につきましては、21 ページに別表 2 として「リスク分担表」を記載しておりますので、後ほど御参照願います。

続きまして、10、提案に当たっての確認事項について御説明いたします。提案に当たっては、本募集要項、基本仕様書、関係法令等に定める事項を満たす内容であることを前提とした上で、各要求事項に対する確認を行います。今回提案を受ける施設は都市公園内にある運動広場やテニスコートなどのスポーツ施設、またプールなどのレジャー施設であることを視点に置き、また、利用料金制を導入した目的に沿うものが具体的に提案されているかを確認していただくのがポイントであると考えています。例えば、2 の施設の経営方針に関する事項における、②施設運営に関する計画の要求事項に対し、確認事項として 8、利用料金の収入見込み額及び指定管理料が適切に提案されているか。9 に利用料金制度の導入を受けて、新たな利用者サービスの向上、施設運営における経営努力や創意工夫に関する計画が提案されているか、などとしています。また 12 の地域スポーツ活動の充実、障害者のスポーツ活動への支援など、市民の多様なニーズに対応した取り組みについて具体的に提案されているかなどを確認事項とさせていただきます。

次に、8 ページの 11 に指定管理者に付与する権限を、12 に経理に関する事項を記載しております。特に、(1) の利用料金の記載では、利用料金は指定管理者の収入となることから、①において、利用料金の運用に当たっては、頻繁に施設を利用する者への割引料金の設定等、利用者の利便性の向上を図るよう創意工夫について提案を求めています。また、⑥において、指定管理者は施設の利用促進を積極的に行い、利用料金の増収に努めるようにとしています。(3) 収益事業の記載では、指定管理者は指定管理業務のほか、施設の設置目的に沿った内容の自主事業を市の許可を得て実施することができるとし、プール開催期間中の物品販売、自動販売機の設置を行うことができるようにしております。(6) 修繕費の取り扱いにつきましては、年間の修繕費として 300 万円を計上いたし、実績に応じて毎年度末に精算するものと見直しをさせていただいております。13、申請者の資格では、法人等として運動施設及びプールの管理運営事業の実績が 2 年以上であることとしています。11 ページ記載の 14、指定管理者の義務、13 ページ記載の 15、提出書類及び 15 ページの 16、複数の法人等が構成するグループの留意事項については説明を省略させていただきます。17、募集要項・指定申請書・様式等の配布でございますが、配布期間は平成 30 年 7 月 25 日から 9 月 7 日までとし、配布場所は中部別館みち・みどり室とします。18、施設説明会及び質疑期間につきましては、現地説明会を 7 月 31 日の午前と午後に分けて現地集合で実施いたします。質疑期間は 8 月 1 日から、8 月 8 日の 15 時必着といたします。回答公開は 8 月 13 日 14 時から、みち・みどり室ホームページにて記載いたします。19、申請書の受け付けにつきましては、8 月 13 日から 9 月 7 日までの期間、行います。20、選定については、その方法やプレゼンテーションの実施等を記載しており、21、指定については、市議会へ指定議案を提出することなどとし、22、指定管理者指定後の手続等では協定書の締結等を記載しており、最後になりますが 23、事務引き継ぎに関する事項を記載しております。

また、応募の際の参考となるよう、22 ページ以降に別表 3 として、1、管理運営状況一覧表、2、施設の使用状況、3、駐車場の使用状況、4、支出見込み額として過去 3 年の運営経費等の実績を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、資料 4「枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項（案）」についての説明とさせていただきます。

次に、資料 4 募集要項の後ろに添付しております別紙 1、事業計画確認事項一覧について補足説明をさせていただきます。横長の資料となっております。

この書類につきましては、申請者団体に求める提出書類の 1 つとして位置づけるものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端からそれぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しております。申請団体は、その右隣の「提案内容」の隣に、それぞれの事業計画書における記載内容を抜粋、または要約する形で記入するものでございます。

なお、一番右の欄には当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。これら右側 2 列の記載内容は申請団体みずからが記載するものであり、本市は一切手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置づけとなります。

委員の皆さんに御審議いただく対象はあくまでも事業計画書そのものではありませんが、審査の御参考にしていただければと考えております。

引き続きまして、資料 5「枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書（案）」につきまして、御説明いたします。

仕様書は指定管理者が行う業務の範囲及び内容を示すもので、指定管理者はこの仕様書を十分に考慮して施設の管理運営に努めることとなります。1 ページから 3 ページにかけまして「1. 指定期間」、「2. 業務の対象施設」及び「3. 業務の内容」を記載しております。

3 ページ記載の業務内容につきましては、「(1) 施設利用等に関する業務」として駐車場管理運営業務を新たに加えて 8 業務といたし、「(2) 施設の維持管理及び修繕に関する業務」として 8 業務、「(3) 施設利用等に関する業務」としては特別に王仁公園プール運営業務を取り上げ、「(4) その他必要な業務」として 5 業務にふるい分けをしております。各業務の要求事項等の詳細につきましては、10 ページから 20 ページの「業務要求事項について」に記載し、充足させるようにしております。

4 ページ以降は、その業務の細かな仕様について記載しているもので、4 の業務実施方針から、9 ページの 16、その他まで、16 項目にわたり仕様を定め、具体的にはこの基本仕様書に基づき指定管理業務を実施していただくこととなります。特に今回の公募に当たっては、6、業務実施体制において、プールの供用期間においてはプールの管理運営についての知識と経験を有する、総括責任者と従業員を別途 1 名ずつ配置することといたしております。

10 ページをごらんください。先ほど御説明させていただきました、指定管理者が行う業務要求事項でございます。また、より詳細な仕様内容につきましては、基本仕様書を補足するために、「枚方市都市公園有料施設各種業務仕様書（案）」を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、資料 5「枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書（案）」についての御説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明のありました内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等はありませんか。

(副会長) 中の池公園を少年野球で利用させていただいていたのですが、駐車場が有料になると少年野球の親御さんにとって大変かなと思います。駐車料金は市として金額が決まっているのでしょうか。

(事務局) 今回は、利用料金制として条例改正しております。条例では、最初の 30 分を無料として、それ以後 30 分単位で 100 円。1 時間につき 300 円。最大 800 円としています。利用料金制では、条例の金額を上限額として、指定管理者がその範囲において適正な価格を設定することになっています。

(副会長) 社会人野球の利用と少年野球の利用が同じ料金というのは、ちょっとなど正直思いました。中の池公園で子供たちを送迎するたびに、料金がかかると中の池公園を利用しないということになるのではないのでしょうか。例えば、月に何回も利用する方と、半年に1回ぐらいの社会人野球の方と一緒にするのは少し気の毒かと思えます。私も送り迎えをしていたので、業者さんの提案で料金が安くなる余地はあるのか、お伺いしたいのですが。

(事務局) 今回、利用料金制ということで、頻繁に利用される各種団体に対しましては、募集要項の中でも利用割引など、いろいろな形で利用者に負担がかからないように配慮して御提案いただきたいということを記載しております。

(副会長) はい、わかりました。

(会長) ほかに何かございませんか。

(A委員) さきほどの駐車料金について、プールも含めてですが上限設定がされていて、減免許可など裁量権を管理者にあげるという考え方でよろしいですか。

(事務局) 減免規定についても、条例や規則に書いておりまして、基本的には指定管理者が減免できるという規定はございます。

(A委員) 提案内容を要約する確認事項一覧ですが、このフォーマットの行数を追加して記載していいのですか。

(事務局) まずは前提として、募集要項の13ページをごらんください。募集要項の申請書類について枚数制限を設けて、その範囲内で書いていただくこととなります。委員がおっしゃった確認事項一覧は、要求事項について要約して書いていただいて、審査においてわかりやすく申請書のポイントを示しているということでお使いいただけます。

(A委員) なるほど。こちらは制限がきちりあるんですね。

(事務局) はい、そうです。

(A委員) もう一つ、プールは、午後5時までとなっていますが、例えば、ナイトプールなどの大胆な提案があった場合はどのように扱おうと思われていますか。

(事務局) 今回は利用料金制をとっておりますから、事業者は一定、何らかの収入を確保されるのですが、大きな収入が見込める手法として規則で定めている利用時間とか利用期間などの延長が事業者から提案されれば、市民サービスにつながる観点から、市民の理解がいただければ、ある程度広げていっても良いのかなと思います。

(A委員) 物販、レストランなどあると思いますが、我々のやっている指定管理などでも営業時間設定を変えて、その分人件費がかかることもあるのですが、その見合いをすることができると次の可能性が出てくる、その辺が事業収入になると、指定管理料の低減になる提案として認めるかどうか。想定される提案であれば良いのですけれど、そうではない提案も基本的には受付けて、協議次第で新たな提案を実現できるようにするという姿勢で審査に臨んでよろしいですか。

(事務局) 結構です。

(会長) ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

(B委員) 今回の指定管理は主に施設の管理が中心になっているのでしょうか。例えばその自主事業によって利用者の方の利用を高めていくことは、求められる度合いとしては低くなっているのでしょうか。

(事務局) 施設の管理が基本になってくると思います。当然市民サービスの向上、利用促進の観点がございますので、できるだけ利用者が増加するような自主事業をいろいろ提案していただきたいとは考えております。

枚方市のスポーツ推進計画にある「身近なスポーツを普及すること」などを考慮して、募集要項の中のP7の11番、12番あたりで、確認事項として書いておりますので、委員がおっしゃったような、施設運営も含めて身近なスポーツが広まるような提案を申請者に期待しております。

(B委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) ほかによろしいですか。

(なし)

(会長) それでは御質問、御意見がこれ以上ないようですので、募集要項と基本仕様書につきましてはいま説明がありましたとおりの案を了承いたします。

案件(3) ③枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準について

(会長) 次の議題に参ります。案件(3)の「③枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、選定基準について御説明させていただきます。

資料6、選定基準(案)をごらんください。この選定基準は募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様には申請団体を御採点いただく際の基準となるものでございます。

まず1の指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。次に、2として本委員会の審議体制について、3として審議・採点の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、御採点いただく旨を記載しております。次に4として、選定結果の公表については各申請団体に通知するほか、選定の概要等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に裏面、2ページをごらんください。ローマ数字のⅡ、選定委員会における審議内容について御説明いたします。

まず1.内容審査でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、2ページに記載のとおり各委員にAからEまでの5段階で評価をいただきます。仮に全ての要求事項でA評価、満点をつけられた場合、委員1人当たりで120点満点となりまして、委員5名で合計600点満点となるものでございます。

次にローマ数字のⅢ 指定管理料につきましては、資料2ページの下に記載している計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料3年間分の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の400点とし、2番目に低い額との差を400点から差し引きして点数化するものとしております。

次に3ページ、ローマ数字のⅣ 総合評価についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査600点満点と、指定管理料400点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式で行っていただいております。

恐れ入りますが、審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては参考資料2、資料6、指定管理者選定基準に係る補足説明資料により御説明をさせていただきたいと存じます。

参考資料2をごらんいただけますでしょうか。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点 600 点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による 400 点満点の、合計 1,000 点満点とする総合評価方式でございまして、指定管理料につきましては最も価格の低い額を提案してきた申請団体を 400 点とし、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により算出するものです。

次に内容審査の 600 点満点につきましては、委員 1 人当たりの持ち点である 120 点が委員 5 人で合計 600 点となるものです。この採点につきましては、資料 1 ページ目の下段に記載しております「選定基準」とおり、①経営方針や②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位としており、A から E の 5 段階評価を行っていただくものとなっております。

資料の裏面、2 ページをごらんください。

採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかを確認いただきます。資料 2 に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の 1 つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目安に、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに事業計画書本体における掲載ページの記載内容を御確認いただきます。

恐れ入りますが、資料の 3 ページをごらん願います。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについて御判断いただきます。なお、事業計画書の記載内容だけで「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行いがたい場合や疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、御確認、御判断いただくものとなります。その上で、まずパターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしていると御判断された場合でございます。本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず基礎点の C 評価であることが確定します。つきましては、続いて「加点事項」に該当するかどうかの御確認、御判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては資料下段の図、「選定基準」におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。申請団体の事業計画書においてこの加点事項の内容を全て満たす提案が行われている場合、例えば①経営方針において 1 から 3 の加点事項が全て満たされている場合は A 評価となり、一部が満たされている場合は B 評価となるものです。

資料の 4 ページをお開きください。

次に、パターン②といたしまして「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は C 評価とはならず、A 評価や B 評価にもなりません。つきましては減点に係る評価である D 評価、または E 評価の御判断をいただくものとなります。それぞれ、D 評価は「確認事項」についての記載があるものの内容に不明確な点がある場合、また、E 評価は「確認事項」についての記載がない、または確認事項が求める内容を全く理解していない記載が 1 項目でもある場合としております。ただし、例えば申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、D 評価と思われていたものを C 評価に変える等の御判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に資料最下段に参りまして、行程③といたしまして、最終的な評価を確定いただきましたら、事務局において委員の皆様の採点結果と指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様に提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお次のページ以降には、内容審査の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には A から E で御評価いただきますが、その得点化については事務局にて行うこととしております。

次に、資料 6 にお戻りいただけますでしょうか。

4 ページから 7 ページにかけての、「事業計画に関する内容審査」をごらんください。配点のウエイトでございますが、1. 申請団体の経営方針等に関する事項が 10% の 12 点、2. 施設の経営方針に関する事項が 60% で 72 点、3. 施設の管理に関する事項が 20% で 24 点、4. 情報

公開及び個人情報保護の措置に関する事項が4%で4.8点、最後に、5. 緊急時における対策に関する事項が6%で7.2点の配分としております。得点は120点が満点となります。加点事項につきましてはそれぞれの要求事項、確認事項におきまして、特に具体的、魅力的、独創的な提案がある場合に加点などとさせていただきます。例えば、配点ウエイトが最も高い2の(イ)事業提案・改善提案の加点には、10. 施設の特性を理解し、幅広い年齢層に対して参加性の高いスポーツ施設の開催や利用向上につながる事業が提案されているか。また12として、施設の利用促進及びスポーツ活動の普及につながる魅力的で独創的な提案がなされているかなどの加点事項を設定させていただいております。

以上で資料6、指定管理者選定基準案の説明とさせていただきます。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました選定基準の内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等はございませんか。

(A委員) これは毎回言っていることなので、毎回言わせていただこうと思います。1,000点満点中の総合評価でやっていくのは良いと思いますが、私の意見としては、価格点が400点満点の指定管理料の提案価格に対する評価ウエイトが大き過ぎると思っています。アイデアなどを問う部分で評価をして、もうけるアイデアもあるし、枚方市がやっていきたいスポーツ施策も展開するという、この2つに対しての評価をしていかないと、400点になると、例えば、最低価格が半額になる提案がされると、200点の差がつく。600点満点の内容審査に対して200点の差がつくと絶対に逆転できないこととなります。たとえ8割になったとしても80点。80点や100点の差がつくと逆転することが不可能に近い点数差が開いてくるので、私が関わっている施設でも、指定管理料の価格点は2割とか、1割というものも大阪府などでやったことがあります。

事業計画に対する内容審査で、確認事項の(イ)事業提案・改善提案に36点分と比率は大きく、内容審査に比重を置いていることは評価できるのですが、これは個人的ですが、経営方針など、運営については、点数に差がつかないので、36点満点に対して半分のところで加点で勝つということになると、18点ぐらいしかないのですね。一人120点満点でA評価としたことに対して、事業内容で18点しか逆転できないという構成になっていて、価格点で100点差がつくと提案内容で逆転することは不可能になります。5人の審査委員が全員A評価とC評価に分かれたとしても、18点掛ける5ですので90点。満点の団体と、基準点が全員評価でやっと90点が取れるようになっているので、ほぼ価格点で審査されると言っても過言ではなくて、ものすごく論理的に全部進められているのですが、400点の指定管理料の価格点でいく根拠はどこにも示されていないように思います。個人としては400点満点のものを300点満点、あるいは200点満点の価格点にしたほうが良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

(B委員) 今、委員がおっしゃったことに賛同するのですが、基本的に指定管理料は、ある程度、軽減される必要があって、それが安くなればなるほど市としては良いという考えかもしれませんが、安かろう、悪かろうでは市民サービスに影響してくると思います。この指定管理料の安さだけで、この割合が高くなっていくと、人件費にかかってくるので結局はサービスの低下につながるなど考えられるので価格点の割合を高くしないほうが良いのではないかなと私も思います。その点について、いかがでしょうか。

(事務局) 今回の委員会の選定基準では、価格点と内容の評価点が4対6になっていますが、これは本市の指定管理者制度に関する基本的な指針によるものでございます。

(A委員) 基本的な指針とは。

(事務局) 平成29年3月に指定管理者制度に関する基本指針を策定し、まず選定における指定管理料による評価と提案内容による評価の割合については4対6を基本としています。先ほど委員がおっしゃったように、自主的な事業展開とか、施設の設置目的や性格等によって点数配分が異なってくると思います。公募する施設の特性に応じて柔軟に設定して、選定委員会におき

まして議論していただくことと思っております。スポーツ施設は、公園だけが持っている施設ではなく、教育委員会が持っているスポーツ施設もあります。そういう中で、スポーツ施設とか、図書館とか市の公共施設で、著しい施設の特徴がある場合でなければ、配点を変えにくいのかなと思っているわけでございます。

(A委員) 我々の中では議論も進んでいるところがありまして、行政サービスを向上しようとしているのに、少しの税執行を抑えるという話で、安かろう、悪かろうになると、本来の指定管理制度に対してのやり方に矛盾が起きてこないか。また、我々も調査をしているのですけれども、行政からの発注において、勝つためには人件費を安くするしか方法がないので、仕事があるにもかかわらず若い人たちがワーキングプアになっていって、行政の発注において、ワーキングプアを生んでいるのはどういうことですかという話が議論として上がっております。全国の文化施設などを頑張っている若い人たちがどれぐらいの給料で働いているのか、調査を行っていますが、行政の発注においてワーキングプアを生むようなことはまかりならないと思います。安さで決まるという話だと、入札と同じなので、委員会の審査の意味がないという話にもなってきます。指定管理料を減らすなどと言っているわけではなくて、提案価格のダンピングで評価をするのはやめませんかと言っているのです。そのあたりは分けて議論をしていただけるとありがたいとは思っています。

(事務局) 補足ですが、募集要項の5ページの提案上限額のところのただし書きの2つ目で、指定管理の提案額について一定の比率以下のものは採択しないということにしています。

(A委員) どこですか。

(事務局) 資料4の募集要項(案)の5ページ、5番の提案上限額のところですが、ただし書きの「指定管理料については、・・・」というところです。先ほど委員がおっしゃったような、提案上限額の半分の提案が生じないように一定の歯止めとして、計算式はこの記載までですが、ダンピングが起こらないような一定の制限をかけています。先ほど説明した基本指針にある4対6の比率が原則となっておりますが、今回の審査基準で言いますと、資料4の募集要項の5ページにありますように、我々としても、施設の経営方針に関する事項の②の(ア)や(イ)が大事と思っています。また、利用料金制を活用して事業者ができるだけ利用を増やして、その分を市民にサービス還元するという視点がすごく大事になると考えています。また、先ほど委員がおっしゃったような市民スポーツの振興ということで、11番、12番にあるスポーツ活動の推進と提案を高く評価していきたいと思っています。試算として、委員会ですごく重点を置いて評価比率を少し上げると、指定管理料の配点が変わるので、そういうところの工夫はあるのかなと思います。

(A委員) どこの事業者でも一緒になるような項目についてあまり点数比率をふやしてもしょうがないので、このあたりの30%と重点的な比率になっていきますけど、もう少し加点がきくようなものにしてはどうでしょうか。事業計画に関する内容審査のパーセンテージはここで決められるかもしれませんが、400点对600点の話は、誰が判断したら300点对700点にできるのかわからないですけど、個人的な意見としては、指定管理料の価格点は、300点や200点などにして、内容審査のパーセンテージを上げるようにしてはどうかと思えます。

(事務局) いろいろと御意見を頂戴しているわけですが、まず基本的な400点、600点は先ほど御説明しました基本指針の中で比率が決まっています、基本指針の中でも一定の提案を重視する分については評価の割合を変えることができますが、私どもとしては今回、400点对600点ということにしています。これまでも、昨年の29年4月から指定管理をしています市民の森、本市の都市緑化植物園ですけども、評価比率は400点对600点ということにしております。今回のこの施設につきましても、基本的にはスポーツ施設の有料施設の指定管理で

すので、400点、600点の比率はこれまでを踏まえてやっていけばと考えているところです。今後、本市の東部公園の公園全体を指定管理に出していくことを考えておりますし、また、この王仁公園は3年間で指定管理をしていくわけですが、プールをこれからどうしていくか考えていく中で、有料施設だけではなく王仁公園全体を指定管理にしていく方向も考えていきたいと思っております。その際には、どこまで提案を重視したような配点をするかについて、検討していかなければならないのかなと思っております。今回は、400点、600点というのを一定、踏まえた中で、何とか指定管理の評価をしていただけないかと思っております。

(A委員) 次の展開のときに考えるのであれば、本当はこの指定管理料の設定は、もうけるかどうかのリスクも行政側がかぶるべきで、行政側が努力しなくても、民間だけの努力でとなるべきではないので、一定の金額設定をして、それよりも利益が出た場合は、半分は民間の収入、半分は行政の一般財政あるいはプールの修繕費に回すなど、協議して決めていくようなこともされています。行政も指定管理料を安くできる場所をお願いするのではなくて、双方の利用率がアップしてもうかれば、指定管理料が減るという考え方で3年間、行政も民間も努力をする。両方が努力をすると指定管理料が減っていく計算になる。両方がプロモーションにかかわり、指定管理から経営へという話は十分議論されて、国もやっていますので、検討していただくと良いなと思います。今のお話が出るのであれば、サービス内容の向上に対して評価をしていく。そういう議論も参考にさせていただければいいなと思っております。

(会長) 今、400点对600点となっているのを300点对700点に変えることはできないのですか。私は別にそこについては特段の意見は持ってないですけども、制度として変えることはできるのか、できないのかはいかがですか。

(事務局) 市の指定管理者制度に関する基本指針では、400点对600点を基本としておりますが、必ず400点对600点にしなければならないというわけではございません。その施設の特性に応じて柔軟に設定し、選定委員会で決定することもできると思っております。

(会長) その点については、どうお考えですか。

(副会長) 利用者側からすれば、駐車場が有料になるのはあまりよくないことなので、何かよくなったことが目に見えないと、何も変わらず、有料になりましたとなると、取れるところから取ったのかなというイメージになります。電車で行けるような施設ではないですし、お子さんが利用されることが多い施設だと思うので、どうしても電車に乗って駅から歩きましょうとなる。例えばプールにしても炎天下を歩くわけにはいかないの、どうしても駐車場を利用しなければならないとなる。今までかからなかったものがかかってくるとなると、施設が今すぐよくなるなくても、3年後にスライダーがよくなったとか、そういうものが目に見えてこない、利用するのをやめようと思う。年に1回ではなくて、夏休みの間に回数利用したい施設だと思うのですね。中の池公園にしても利用する方は割とヘビーに使われるのではないかなと思うのです。さきほどおっしゃったように指定管理料が安ければ良いとなると、現状維持だけで精いっぱい、プラスアルファのサービスをしていくのは、少し難しいのではないかなと思うのですね。例えば去年の鏡伝池緑地は見にくいものであり、季節ごとに、花ショウブがきれいだから見にくいとか、では駐車場料金がかかりましたというのは良いと思うのですけれども、小さいお子さんは何回も利用するものなので、それが駐車場1日400円にしても、一般の方からしたら、駐車場400円もかかる。その辺は、それに見合うサービスが何か、きれいになった、よくなったとか、そういうものがないと、理解されにくいと思います。利用者側から見た目線としては、そう感じるの、プレゼンを聞いて良い業者さんを選んでいきたいなと思っております。割合のウエイトの変更は、少し難しいところがあるかなと思っております。

(A委員) どんな提案が出てくるかわからないですけども、委員がおっしゃっている児童たちの利用については、減免制度登録でやりますとかの提案が出るには、提案価格を下げれば下

げるほど指定管理が取れるという話からは、そういうアイデアが出てこないもので、やはり市民サービスの向上をやっつけようと思うと、安くすればいいという話ではなくて、やっつけられないと結局アイデアが出しにくくなるということになります。

王仁公園プールの入場者数が1年目1.0で、3年目1.10となっている。7万人で大体推移していますとおっしゃっていますが、もう飽和状態と思っていることに対して、7万7,000人になるということを基準に、計算している収入ですから、入場者数が増えなければ、本当にシビアになってくる。この設定が悪いとは思いませんけれど、指定管理者からすると、7万7,000人にならないければ、ほかを削らなければならない。お金の話もシビアにしなければ、サービス向上につながらないと思います。

(事務局) 今回、私どもで利用料金制を初めて公園でやらせていただくわけですが、これまでの指定管理では管理を重点にしていたところに、一步踏み込んで、利用料金を事業者収入につなげていく中で、何とか事業者に工夫してやっていただけないかなという気持ちでおりまして、できるだけ良い提案をいただきたいと思っています。先ほどから御意見を頂戴している400点对600点の比率については、1つには枚方市のこれまでの評価の基本方針のこと、また、利用料金制度に踏み込んだことを合わせた中で、400点と600点の配分を今後、検討する必要があると考えていますが、今回は、この比率で進めさせていただきたいと考えております。

(会長) 指定管理料は、平均の85%を下回るものを失格にする仕組みになっているのですよね、内規として。だから極端なダンピングは生じないという前提ですね。安くたたけば絶対落とせるというものではないかなとは考えるので、私個人としては、4対6で十分かなとは思いますが、これが5対5とか逆とかだったら、お金を安くすれば取れるってなるのですけれども、一応内容審査を重視していることは出ていると思いますので、特に変える必要はないかなと私は考えているのです。

(事務局) 補足ですが、委員がおっしゃったことは、募集要項の9ページの⑥に記載しております。これは、利用料金制を導入するに際して設けた事項ですが、委員がおっしゃったように、利用料金の増進に努めていただき、収入の一部を利用者サービスの向上や、スポーツの振興も含めた利用者数の向上などとか、維持管理費に充てることを求めています。このことは、指定管理者の事業評価とも関係がありまして、委員の皆さん御存じだと思いますけど、このようなことを事業評価でしっかり評価していくようなことは我々としても大事だと思います。委員の御意見を尊重して対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長) それでは、この委員会としては選定基準に記載されている4対6を是とするか、変える必要があるかを決めなくてはいけないのですけれども、委員としての御意見はおありだと思うのですが、ここで変えるのかどうかについてお一人お一人、お伺いしようと思っております。

(A委員) 300点満点で85%となっているのと、400点で85%の差が、どれぐらい頑張れば逆転できるのかという精査が要すると思うのですが、その分、先ほどの内容評価の比重を上げて、提案性が高ければお金だけの判断にならないという逆転ができるかどうか。内容を頑張っても、その85%で決まっている上限で差が絶対につく。今、少し計算したら100点ぐらいつくのですけれども、そこを逆転できるのかがありますので、内容を評価する点数の比率を少し上げていただけたらと思っておりますし、個人的には、価格点を最低300点ぐらいにさせていただけたらと思っております。

(B委員) 今、委員の御意見と同じですが、基本的にこの管理者、予定者にお任せしたいという、強い意志があった場合に、指定管理料の結果で点数が出たときに、恣意的にこちらで差を広げねばならなくなってくるということも出てくるのかなと。では後で調整しましょうというときに、60点、40点だったのをもっと差を広げて、こちらの業者にお願いできるような形にしましょうと、そういうことにならないためにも、言われるとおり4・6の割合を少し、3・7

に変えていただいたほうがいいかなと私も思うのですが。

(副会長)　　すごく悩ましいですけれども、公園の有料施設のほかに、今までいろいろな選定委員会に携わらせていただいて、選ばれた方が私の思っていた方と違う場合もありましたし、満場一致となった場合もありました。提案価格がどれぐらい影響して、どうなって決まっていたかという選考過程の検証をしていなかった。決まった時点で終わっていたので、そういう検証も必要だったと思うのですけれども、今その3対7がいいのか、4対6がいいのかってちょっと正直、私もわからないところがあります。今この割合をこうしたらいいでしょうとは申し上げにくいですね。どういう業者さんが何社出てくるか、今はわからないですけれども、今までは提案額ですごく差が出てきたのはなかったようなイメージがあります。それが今回どうなるか少し想像もつかないですけれども、今すぐどの割合がいいかは、正直、申し上げにくい。今までは決まっていたからの振り返りをしてなかったもので、これからしていかなければならないなと思っています。

(会長)　　私も4対6がいいのか3対7がいいのかは正直、わからないところがあるのですけれども、これまで指定管理者選定を何度か経験させていただいて、もう絶対にここはだめだといふところが安い指定管理料を出してきて、それで1位になったのはなかったように記憶しています。ただ2位か1位かで、審査内容で2位だったところが1位になったと、そういう経験は何回かあったと思います。だからその程度であれば、4対6という数字もある程度妥当なのかなと思っています。これまで考えてきたのですけれども、だから私としては特に変える必要はないかなとは考えています。ただ、今の御意見をまとめると、4対6ではなく3対7にすべきだという意見が多いですけれども、それをこの委員会に変えてもいいということですよ。

(事務局)　　先ほどの説明の繰り返しになりますが、基本指針では、評価の割合について4対6を基本としておりますが、建物の維持管理を基本とする施設とか、あるいは自主事業など自主的な事業展開を行うものなど、施設によって設置目的や特性が異なってきます。我々としては、4対6の割合については、それぞれの施設の設置目的や特性に応じて柔軟に設定して、選定委員会で決定していただければと考えております。あくまでも4対6を基本としておりますが、施設の特性とか自主的な事業展開とか、それぞれの施設の状況に応じて選定委員会でお決めいただければと思います。

(会長)　　施設の特性からするとどうですか、この施設の場合は。

(A委員)　　今回、指定管理料と利用料金設定を合わせたやり方で、指定管理でスペック的にやるのが決まっていれば、安い事業者を選ぶという方向で良いと思いますが、いかに工夫して利用料金で収入を得ながらその値段でサービス向上をしてくださいねという工夫があるものに対して金額ではなく、安い事業者ではないほうを選ぶようにすべきです。今回の説明では、利用料金で賄っていくという話だとすると、金額ではない設定で評価をするものだという位置づけで、3対7にできる施設ではないかなとは思いますが。

(B委員)　　基本的に施設の特性を考えると、こういう例が適当かどうかかわからないですけども、図書館とスポーツ施設だと、けがなどのリスクは高い施設だと思うのですね。そうすると明らかに人件費にかかってくるような割合で出すのは、得策ではないので、リスクマネジメントを考えた上でも、なるべく人件費に影響しないような割合を出すほうがいいのではないかなと思います。4対6と3対7で、どう違うのだと言われると、先ほどおっしゃっていたようにそれを検証しないと、あくまでも今の印象でしか物を言っていないので、できたらその割合を低くしていただければいいと思うのですけれども、最終的には会長の御意向に従いたいと思います。

(会長)　　そうですね。私の考えとしては4対6で、委員がおっしゃることも非常に説得的で、そうなのかなと思うのですが、3対7にするのがいいのか、2対8がいいのか、正直なところ私もそろばんをはじいてないので、わからないので。ですから一応基本指針に従ってはどうかと考

えているのですけれども、よろしいですか。

(B委員) 会長にお任せします。

(会長) ありがとうございます。委員、よろしいですか。

(副会長) はい、今おっしゃったように、人の命がかかっている。よくプールで事故などがありますけども、やはりそういうことを考えると、確かに図書館のような文化施設と同じでいいのかと思います。万が一、お子さんの命を落とすようなことになった場合の責任問題、もちろん管理は大事だと思うので。申請団体がクリアできないかとか、プレゼンでしっかり業者さんへ質問して、明確にお答えできる方を選びたいなと思います。その割合については、私はよくわからないですけれども、ほかの施設とは違うなとおっしゃったときに、なるほどと思いました。

(会長) 採点のときに、よりめり張りをつけてやらなくてはいけないと思います。わかりました、ありがとうございます。

それでは各委員の御意見をいただきましたけれども、本件につきまして、このまま基本指針のとおり、400点対600点とさせていただきます、ほかの点についても御意見、御質問が特にないようですので、本件につきましては、ただいま説明のありましたとおりの選定基準で選定を行うといたしますので、よろしくをお願いします。

案件(4) その他

(会長) 次の議題に参ります。

「(4) その他」の事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 次回の枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会は、9月14日の金曜日、午後6時から市役所別館4階の第3委員会室、エレベーター向こうのところになります。そちらで開催させていただきたいと考えておりますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。また、現地視察を希望される委員がおられましたら午後3時から実施したいと考えております。後日、日程を調整させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。また、本日、お持ち帰りいただいても結構でございます。その際は、次回の委員会にお忘れなく御持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会長) それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会を閉会いたします。

委員の皆様には長時間にわたり本委員会の運営に御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは終了いたします。

(閉会 午後4時15分)